

第5回 仙台市震災復興検討会議議事録

日 時 平成23年11月2日(水) 16:00~18:00

会 場 仙台市役所会議棟2階 第七委員会室

出席委員 鎌田議長、宮原副議長、阿部委員、板橋委員、今村委員、風間委員、川田委員、中井委員、増田委員、宗片委員、渡邊委員 [11名]

欠席委員 浅野委員、櫻井委員、辻委員、堀切川委員、牧原委員 [5名]

市 側 奥山市長、稲葉副市長、伊藤副市長、山田震災復興本部長、都市整備局高橋次長、都市整備局鈴木次長、環境局小林次長、経済局大槻次長、消防局小野防災安全部長、健康福祉局高橋理事、市民局武田文化スポーツ部長

報告事項 (1) 市民意見の概要について

(2) 東部地域検討ワーキンググループにおける検討状況について

議 事 (1) 仙台市震災復興計画(案)について

配布資料 資料1 市民意見の概要と対応の方向性について(速報値・暫定)

資料2 東部地域検討ワーキンググループ結果報告

資料3-1 仙台市震災復興計画(中間案)からの主な変更点

資料3-2 仙台市震災復興計画 構成図(案)

資料3-3 仙台市震災復興計画(案)

資料3-4 仙台市震災復興計画 資料編(案)

資料4 復興特別区域制度等について

資料5 仙台市震災復興計画策定に向けたスケジュール

1 開会

○鎌田議長

それでは皆様、大変御苦労さまでございます。定刻となりましたので、只今から第5回仙台市震災復興検討会議を開催したいと思います。最初に本日の議事録署名委員の指名でございますが、風間委員にお願いしたいと思います。つづきまして、議事に入ります前に、定足数、資料の確認を行いますので事務局の方から報告をお願いします。

○事務局

はじめに定足数でございますが、本日、増田委員が間もなくお見えになると思いますが、増田委員がお見えになった段階で11名の方がご出席となっており定足数を満たしている事をご報告申し上げます。本日、マイクが特殊でございますので、この前のマイクはこの状態だと音を感じて反応するという働きになってございますので、特にスイッチ等もなくそのままお話し頂ければと思います。資料の確認でございます。お座席に、資料をお配りしてございますが、座席表、本日の次第、資料一覧がございまして、資料1、A3がついた資料2、資料3が分かれまして3-1、3-2、3-3、3-4でございます。そして資料4、最後にスケジュールを書きました資料5となっております。不足のある方いらっしゃいませんか。また、本日この他にお手元に黄色いサバメシ防災ハンドブック2011というものをお配りしてございます。こちらはDateFMさんの方でお作りになったものですので、板橋委員の方から一言ご紹介をお願いしたいと思います。

○板橋委員

恐れ入ります。本日、皆様のお手元に配らせて頂きました防災ハンドブック、今村先生に監修を頂いて5月頃から準備を進めておりましたけれども、やはり震災後様々な身を守る状況等にも変化が出て参りましたので、そういった震災後であればこそその情報をギュッと盛り込んだ物を作りまして、今5万部無料で配布をさせて頂いております。皆様の所で、御要望があればまとまった部数をお使い頂くことも可能でございますので、是非お声掛けを頂きたいと思っております。ご活用頂ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○事務局

事務局からは以上でございます。

2 報告事項、議事

○鎌田議長

どうも大変ありがとうございます。それでは議事に入ります前に、中間案に対するパブリックコメントあるいは説明会によりまして市民の皆様からご意見を聴取して参りました。その概要につきまして事務局から報告をお願いします。

○事務局

それでは資料1に基づきまして市民意見の概要と対応の方向性についてご説明を申し上げます。9月に検討委員会の方でも中間案を審議いたしまして、確定いたしましたものに対し、これまで東部の地域での説明会、あるいは市長が出席をしまして各総合支所の方で行いました中間案説明会、パブリックコメント、500人・団体に送付して行いました各界各層・有識者調査こういったものを通じまして、お配りの資料にございますように、これまで815人・団体から2002件のご意見を頂いたものでございます。この数でございますが、昨年度策定いたしました総合計画の関係、755人・団体、1447件と比べても非常に多いということでここに関する市民の皆様のご関心の高さの様なものが現れているのかなと思っております。これらの意見につきまして、本日でできればご意見の要旨等もご提示したかった所でございますが、地域等の説明会等で個人情報にかかる部分ですとか、様々ございまして要約の方に時間を要しております間に合わなかったことから出来次第メール等で各委員の方にもお送りしたうえ、最終の検討会議の方にそれを提出させて頂きたいと思っております。全体的ご意見の傾向でございますが、やはり津波被害地区におきましては、津波からの復興に対する、あるいは具体的な国の政策や市の施策等を求めるご意見、宅地被害の救済を求めるご意見、及び避難所等発災地の概要について今後の見直しを求めるご意見等を多く頂いております。その他に計画全体に関わるものといましては、財政計画のようなものが載っていないので、これは本当に実現されるのかというご意見がございまして、各々についてお答えしてきている所でございます。財政計画等につきまして後ほど国の3次補正の状況等の資料をおつけしておりますので、こちらの方でご説明を申し上げたいと考えてございます。また、この次の報告事項の方で、津波シミュレーションの見直しについて東部ワーキングの方からご報告を頂く訳ですが、町内会の方から中間案でお示した津波防災の計画、県道の位置ですとか、海岸の防潮堤の位置について見直しをというような要望書が提出されておりますので、そういったものに基づきまして津波シミュレーションの見直し等を行い東部ワーキングの方にお諮りしてきた所でございます。市民意見の概要については以上でございます。

○鎌田議長

はい、ありがとうございます。只今の報告にご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。特にはございませぬですか。それでは、審議の方とも関係しますので、その後でもよろしいと思ひますので報告事項の第2の方に移らせて頂きたいと思ひます。前回の会議10月26日ですか、東部地域のワーキンググループでご議論を頂いた部分になっておりますので座長であります増田委員からご報告をお願いします。

○増田委員

東部グループワーキングの検討結果についてご報告したいと思ひます。資料2を開きますと一番最初の所に今回の東部ワーキングの前にありました東部地域を中心とするまちづくり説明会の実施日程が載っています。9月の24、25及び10月の1、2日にここに書かれております町内会を対象に19回説明会を都市計画課の方で行っております。そこに出ている意見は、先程もパブリックコメントの方にもありましたが、津波シミュレーションの中身についての説明等、それに対する建築制限及び安全確保策の妥当性、実現可能性に関するものとか、さらに今後の防災集団移転事業等における想定移転スケジュール、事業進捗ですね、という様なものを説明したということになります。それで先程ありましたが、3次補正の中身がまだ具体化する前に住民説明会という事でしたので、全体的にまだ不確実性が残っている中で説明会を行ったということでした。特に、次のページの所に、説明会での主な意見が出ております。これはここにあげておりますように、災害危険区域、建物移転の対象となる地域であるかどうかという問題と、そもそも市街化を想定している市街化区域なのか、それとも市街化調整区域なのか2分割でここのご意見を整理してリストアップされているという事でありませぬ。東部検討委員会のメンバーが対応している訳ではないのですが、ここにある様な色々な意見が出てきております。それを前提条件としまして、その次にある津波シミュレーションの見直しについてという資料を見て頂きますと、A4の横になっている資料です。今回、仙台市の方で見直した津波シミュレーションは、左側が今回の説明会の提案ですが、その右側にあるのが今回の現時点での見直しの方向性を示したものです。見て頂いても分かる通り、赤くなっている地域がある程度減少しているという事が分かると思ひますが、何が変わったかという事についてご説明しますと一つは、見て頂くと分かる通り、県道嵩上げが北に行くに従って橋にすりつく所が内側に曲がりながら北上していると所を、直線化し七北田川までぶつけるという、そういうものに変えてはどうかというのが変更の1点目です。さらに2点目は、この地図の左側の所に広幅員の地図が、縮尺が少し違う地図が載っておりますが、その中にある井土浦、藤塚の南部の地域の海岸堤防という所の高さがT.P. +7.2という数字が書かれている所の位置が、海岸沿いに張り出す形で海岸堤防を作るという前提になっております。大きくはこの2ヶ所が変わった前提でシミュレーションを行いコンピュータをまわすという事をやった訳です。その結果、藤塚、井土浦の辺りの所で言いますと、オレンジ色だった水深4m弱までの地域の大半が2m以下という形で抑え込む事が出来るというのが一つの結論です。もう一つは県道の嵩上げ部分の一部北部の直線化の結果、この三角になっていた部分の所がここもほぼ水色から緑までの2m以下の浸水深に抑える事が可能だという事になります。災害危険区域に指定されるような浸水深の2mを越えるような地域の面積を、今回の改正によってある程度面積的に縮小することが可能だという事が一応確認されたという事になります。但し、細かく見て頂きますと、七北田川を越えた港に近づく所で赤い部分が少し増えているような事が確認できますし、その他詳細にみていくと

やや動いている所もあります。という訳で、特に港の部分の津波対策をどうするか、そこから多賀城、宮城県等々の関係も出てきますし、南部の名取の関係も今後しないといけないというのもあると思うんですが、概ねこのような形で災害危険区域のエリアを減少することが可能であろうというのが、この津波シミュレーションの結果を受けた東部ワーキングでの結論でございます。それで、具体的な土地利用のゾーニングが、土地利用規制に関してはもう一枚めくっていただいて、見直し案（後）の資料の様に東部ワーキングでは変える事が可能だという結論をいたしました。具体的には先程の2ヶ所です。一つは藤塚、種次の集落に関わるものです。海岸防潮堤の整備によってこの部分を災害危険区域、移転対象地区にかけなくても可能であるという様な一つの姿勢です。もう一つは蒲生、岡田の県道とそれを真っすぐに伸ばした部分との三角形の部分も岡田の集落を横断する形で県道嵩上げではなくて、県道は一度川に向かって高さを落として、右側の紫の所のラインを真っすぐ延長するという整備で、この三角形の部分も併せて移転対象区域から除外することが可能であろうと、という算定になりました。その結果、図の真中の右上の所に世帯数、面積というのが書かれています。280ha位の面積を除外し、そこにお住まいの方が概ね4000世帯あるんですが、400世帯位の方を移転の対象から外すということが可能になったという訳です。但し、先程の住民意見の所にありましたが、そもそも移転区域に含まれていなかったけれども、今回の津波を経験して個人的にも移転というご要望の方が、以前の計画にもいらっしゃいましたし、今回の見直しの中でそういうご意向をお持ちの方がまた何割かいらっしゃるという風に思いますので、そういう事に対する対応をどうするかという問題はもう少し課題です。それ以外の移転先である荒井の区画整理区域、田子西の土地区画整理地域、さらに調整区域の中に想定されているオレンジのラインで卵型で囲っている所の基盤整備等に関してまだ議論が尽くされていない所もありますが、東部ワーキングとしてはそこでの変更を良としてこの委員会に上げたいという様に思っています。以上で御紹介です。

○鎌田議長

どうもありがとうございました。それではこのワーキングの委員の方で板橋委員、何かご意見等ございますか。

○板橋委員

私も、先日の会議に参加させて頂きましたので、まさに増田先生がご説明くださった通りなんですが、やはりまだ県あるいは多賀城市とのすり合わせを持つとか、まだまだ不確定要素がございますので、それと本来であれば、今回までに市長もご参加になったという市民の意見交換の具体的な意見をもう少しかかるというお話がございましたので、そういう事を総合的に加味して、しっかりした見直し案に固めていくのが必須ではないかなと思っております。ちょっとそこがまだ見えていない状況ですので、その中では今ご説明した事が最も良い形としてご提案できると私も思います。

○鎌田議長

渡邊委員は何かございますか。

○渡邊委員

特に補足はございません。被害が軽微だったので住み続けたいという方々がおられて、井土、種次地区の中に多い様な報告を耳にしましたが、そこをA3判の資料の一つ手前の、先程増田先

生がご説明された県道見直し案という所の右側の左上の小さな図の井土浦の辺りを見て頂くと、海岸堤防と井土浦の陸地側をカバーする堤防と県道ということで、この部分は3線防御になっている。こういった手厚い策によってかなり広範囲な地域で災害危険区域の指定から外せるような案になったのかなと思います。

○鎌田議長

はい、ありがとうございました。ご都合により御欠席でありました今村委員。

○今村委員

私の方も見直し案に関しては、概ね賛成でございます。ただし、今回の様な案にするようになって、留意点も有ります。一つは例えば、岡田地区、蒲生地区の直線化をすることによって、この道路が第2線になりますがより沿岸部に近付きます。その為に強度を十分に確保しないときちんとした対応が出来ない可能性がある。これが1点。もう一つは、藤塚の所で3線になりますので、これを確保するための予算をきちんと準備しなければいけない。この点があるかと思えます。もう一つは直線化して、今度は七北田川に交差するときに、交通路が2回の曲がり方を設けなければいけない。そうすると道路を利用される方にとっては不便さが増してしまうという事を留意しながら最終決定して頂きたいと思えます。

○鎌田議長

中井委員は。

○中井委員

私も道路の取り付け方について十分留意する必要があるだろうと思えます。直角に曲がるのではなくて、上手くカーブを描いて曲がるとか何かそこら辺を配慮して頂くのが重要かなと思っています。高さの示し方なんですけど、海岸堤防 T.P. +7.2 で盛り土が6mという書き方で、実際の海拔としての高さがどっちが高いのかよく分からないと思ひまして、そこは図の方でどちらが高いのか分かる様な図を作成して頂く必要があると思ひます。

○鎌田議長

増田委員、その辺はどうなんですか。7.2mと6mと。

○増田委員

東京の平均水面と仙台が具体的にどれ位違っているのか。

○事務局

只今、御指摘がありました水面でございます。道路のすりつけの関係でございますが、直線化した部分につきましては蒲生の新浜、あるいは南蒲生の集落、250世帯の東側になるということで、現在市道207号線というものが通っている部分でございます。この部分に関してましては市道としての嵩上げをして、県道自体が南の方に6mの高さできて現道にすり降りて行って橋に上がるという形で、先程今村委員、中井委員の方からございましたが、県道の様な幹線道路で2回のクランクというのは非常に交通処理が難しくなりますので、県道については直線化した部分については現道を生かす様な形で、直線化した部分は市道として、例えば歩行者用の道

路にするとか様々な手法があろうかと思いますが、そのような形で通常の安全対策をしながら、地域の防災も生かすという方法ではどうかということで、現在、最終的には庁内の検討ということになってございます。また、T.P.の盛土の6mということですが、T.P.は平均水面高、盛り土の地盤から6mということですが、ほぼ、同じ位の高さかなと。少し地盤が下がっているということもありまして、この位置ですと海水面1m高い所と聞いておりますので、そういう意味では海岸堤防と同じ位の高さでの2線堤というような形になるのではないかと考えております。また、増田委員の方からもございました、海岸堤防と井土浦の所の3線堤、今村委員ですかね、3線堤になるという形でございます。海岸堤防のT.P.7.2で名取川の所まで真っすぐに下りるといって今回の案は、国土交通省さんが、もともと今回のレベル1の対応として考えていた案でございます。この部分、従前砂洲のような形で海岸の河口が作られておりまして、防潮林がずっとあるというような状況でございましたが、震災後それがかなり流されまして、当初かなり海と混じる様な形になっておりましたので、私どもはここに堤防を造るのはどうなのかということで、中間案の段階では井土浦の河川堤防をご提案していた所でございますが、最近では蒲生干潟と同様に自然治癒がかなり進んできておりまして、堤防を造るというのにはある程度時間がかかるというようなことがあり、国の方もそういう事を勘案してこの部分まで直線距離という様な形かなと思ってございます。国の方とご相談してここは直線でやりたいという様なお話がございましたので、ここを7.2にする。あるいは、河川堤防の部分の4.4というのは現在も国の方で予定している現在の計画高でございますので、時期的な課題は有るかとは思いますが、ともにその計画の中に入れられておりますので、これについて実効していくと若林区の南部の方でかなり浸水深を抑える事ができるという様な事でもございましたので、国の方との協議に出しましてこの様な見直しが可能ではないかと考えたものでございます。以上でございます。

○鎌田議長

ありがとうございます。それでは、ちょっと確認でございますが、真っすぐする事に関しましては、これは県道である訳ですね。

○事務局

真っすぐの部分については、市道の処理になるのではないかと考えてございますが、国、県との最後の調整が残っており、東部ワーキングを受けましてこちらの方で考えてございますので、最終的には宮城県さんにももう少し相談しながら実施をしたいと考えてございます。

○鎌田議長

その他、他の委員の皆さんからご質問、ご意見等ございましたら。

○風間委員

前回、私は2線堤の整備について疑問だという事で一言述べさせていただきました。その翌日、新聞に私の意見が載りまして、その新聞を見て私に「よく言ってくれた」という方々が多くありました。今回の東部ワーキングの説明については、おおよそ理解しましたが、財政の計画の問題ですとか、あるいは県の計画との整合がとられているかどうか、県は3mと言っている訳です。ですから、6mの嵩上げが確定というようには捉えていないのですが、そういう捉え方でよろしいかということが1点。どうしてかということ、例えば多重防御の話をする時に1線堤

である海岸の防波堤の高さと2線堤の高さの組み合わせは幾つもある訳です。例えば、海岸堤防の高さを1m高くしてT.P. 8.2にしたら、その時は当然2線堤の高さも効果も違ってきます。海岸堤防は国がお金を出して整備しますが、県道とか陸域は自治体が行うことになっています。財政上どっちがどの程度を負担するかという話がありますが、自治体の事業でも国の補助がかなりの%入るわけですから、結局は税金で負担することになります。そういうことを総合的に考えないと結論が出せない問題で、例えば全体で見れば1線堤と2線堤の足した予算が100億円だったとした時に、1線堤の堤防を高くして、2線堤を失くしたら例えば90億円で済んだとするならば、全体で見れば財政的にはそちらの方が有利だと思いますし、それは国がお金を持つとか、県が持つとかという話とは違ってくると思います。そこら辺は、総合的に検討されていると言えるかが疑問だと思っています。

○事務局

只今、御意見を頂いた点についてでございます。前回は風間委員の方からもご提案があった所でございますけれども、確かに地域の皆様の中では色んなご意見があるというのも事実でございます。危険と言っている地域についても現実に残りたいという方もございますし、今回要望が出てきて県道直線化ということですが、同じ地区内でも集団移転を考えているというような方がいるという事実でございます。その中で私どもが今回どの様に考えていったかということをご説明しますと、やはり津波の方でレベル1、7.2で国の方で整備をするということですが、これを乗り越えてくるということはシミュレーションで明らかでございますので、その中で仙台市としては災害上危険と考えております2mを超える浸水深の地域をより最少にすることがやはり公共として求めなければならないと考えてございます。その意味で、今回、県道の直線化、あるいは国の方の計画通りに海岸堤防を直線化することで災害危険区域、2mを超える区域をかなり減らす事が出来ますし、ここに該当する世帯数も100世帯減らせるという様な事で公共としての考え方については、こういった危険な区域をなるべく縮小するという事が基本かなという風に考えたものでございます。勿論そういったご意見が色々上がってくると思いますが、私どもの方にも多様なご意見が届いております。中には現地に住みたいので寧ろ海岸にスーパー堤防を築いて、1線堤で防御してもらおうことで前の土地に戻りたいとか、様々なご意見がある所でございます。その辺私どもとして提案したもの、あるいは危険区域をなるべく縮小するという方向、こういった事で現在の案をご提案しているということがあります。また、コストの点でございますが、後ほどご説明しようと思っておりますが、今回3次補正の方で県道の整備についても、かなり国の方から大きな補助が入ることが示されてございます。国のコスト、市のコスト、どちらも国民の税金でございますのでそれをどう考えるかという事がございますが、市としても国の方で地域防御の計画について市町村を基本として考えるという事で基本方針を示されておまして、今まで中間案をつくり、それを地域でご説明をして、地域のご要望を入れながら計画区域を縮小するという方向で出てきております。現在もまだ中間案からの見直し中で確定したものではありませんが、国の方向が仙台市の津波の防御としては相応しいのではないかと考えているものでございます。また、県の方も基本は3mということで、ただそれよりも高くする場合には構造上空間が必要だという様な専門家会議のご意見でございますので、私の方が県道を嵩上げする際にも当然ご指摘にあるような工夫、あるいは構造上の対応、こういったものをしっかり取って粘り強い構造のものを嵩上げ、こういったものに工夫していく必要があるという事は十分に認識してございます。私どもの方からは以上でございます。

○風間委員

誤解の無いように言っておきますと、決められた境界条件の基で非常に良く見直して頂いて、中間案の前と見直し案では、改善がそれなりに行われえているので、そういう意味では良いと思います。ただ、前提となる境界条件はある意味、本当にそれでいいのかという部分があると思うので、それが変わった時には大胆な見直しも必要で有ると思います。

○今村委員

境界条件について実は整理しておかないといけない事がございまして、この沿岸部でのレベル1というのは仙台市も含めて県が統一的に決めています。7.2というのは総合的に評価の上で高い場合も低い時も含めて提案されたものになります。自治体はこの7.2に対してそれよりも高い要望というのは難しいと思います。それは構造的にも技術的にも予算的にも厳しくなる。ただし、低くする事は県との整合で可能であろうと。そうしますと、7.2というのが前提でありますのでその後の2線、3線堤をどうするかというのが自治体の対応になる。

○風間委員

それは分かっていますが、三陸の方では7.2ではなくて10とかになっています。ですから2線堤を造る以外に海岸の防災林の所の例えば基礎地盤を上げるとか、別の方策があると思います。シミュレーションに時間がかかるんで、なかなか検討が出来ない部分があると思うんですが、そこら辺はまだ検討の余地があると思っています。

○鎌田議長

今回の多重防御という考え方では、田老町で当初万里の長城と言われ、皆安心しておりましたところ、意外や意外、最初造ったのは三角形の構造で、周りから排除する。さらに安全をとということで逆三角形を造ったんですね。その為に津波を全部拾い上げてしまったということのようでありましたので、今回の色んな話をお聞きすると一つだけでは駄目だと。何重にもやらないと。いくらかでも防御出来る様なものの数を多くしていくしかないのかなと。あまり大きい物を作ってもしょうがないという認識をもったんであります。

○渡邊委員

よろしいでしょうか。私は風間委員が御指摘する、特に予算的な裏付けを持ってより適切な提案というのは無いのかというような懸念は全く同感であります。先程、市の方から事務局説明がありました通り第3次補正予算はまだあくまでも案ですので、どうなるか分からない。ただ、私が思いますのは、2線堤なり3線堤の議論というのは今後の津波被害に対してという側面も勿論あるんですが、一方でこの地域の方々が災害公営住宅に移転するための前提となる、所謂建築基準法でいうところのかなり厳しい縛りがある災害危険区域の指定というのは面の指定が非常に今必要な議論だと。且つ、それに対して高さでどう考えるか、話が二つあると思います。まず、その面としてこの地域は災害危険区域で移転対象なんだという所については、この場である程度方針を検討出来るんじゃないかと思うんですが。いかがでしょうかね。

○風間委員

それは同意します。

○増田委員

県と国が決める海岸堤防の高さを考えれば、必ずそこは動かせるのかということは多分両方あるんだと思うんですが、あまり深く議論されていない感じはしないでもない。それと3次予算については後でご説明があるんですが、少し数字をみると復興交付金とその裏についてくる交付税の措置で3兆円位。かつて、宮城県は全部あげると県だけで2兆円という話をしていた金銭感覚でいうと、市町村と県が自由を持ってやれる予算は3兆円位しかないので「本当に足りるのか」というのは当然出てくると思うんです。ですので、今後、予算の制度がまだ案ですので、変わっていったという話が一つですね。もう一つは、国と県と市がどういう役割があるのか、一応直轄事業と交付税で賄うと国は整理しているので、その枠組みを変えるのはあれなんですけど、ただ一方で風間先生が言われたように国の税金をトータルで考えた時にどうあるべきかというのは、本当はもう少し議論が国全体でなされるべきだったように思いますが、3次補正が出ないと県、市町村は動けないし、県、市町村の要望が出てこないで国は動かないしという変な状況に落ち着いているので、今後どうなっていくのか少し今回のプロジェクトの予算規模を積み上げていくのと併せながら、こういう物も詰めていかないといけないな、という感じがしています。

○鎌田議長

予算については殆ど先生がおっしゃる通り協議にのっていない訳ですが、最も無くてはならない、分かりにくいという所で、我々だけでは何ともならないという所も有ったかと思いますが、今回の見直し案の世帯数で言うと2400世帯であったのが2000世帯までということで、400世帯の方々が移らなくてもいいというそういう事と、道路が真っすぐになったのと堤防が真っすぐ海に行くという所で有りますので、この辺の考え方はこの委員会としては大変良いんじゃないかなという認識でおりますが、如何でございましょうか。

○風間委員

現時点でこれが特に駄目と言っている訳ではなくて、まだ検討の余地があるということで申し上げた範囲ですので、その辺をご理解ください。

○増田委員

恐らく災害危険区域の設定について、これより減らせる可能性が有るかというように考えると、恐らく海岸堤防をさっきスーパー堤防の話も有りましたが、膨大な規模でもっと高くするという事をやればまた別なのかもしれませんが、長い堤防の範囲でいうと恐らくこのエリアが基本になるのではないかという、極めて感触なんですけど。

○今村委員

その感触を今までワーキングの方で様々な検討をして、1つこちらになりました。渡邊委員がおっしゃった通り、我々今回は移転地域のゾーニングをすることがまず大切だと思います。今後、①の領域に関して様々な案での、まだ確かに可能性としてありますので、それは予算を伴いますので、あと住民の方の合意もありますので、今後検討事項だろうと思います。

○宮原委員

見直し案の方の、今回400世帯の方が移らなくて済むようになったことについては、ある意味これから津波が再来した時の最前線になってくるといふ風にもなる訳です。ここの今回指定をし直すという事になるのであれば、また別の意味で、例えばその地域をどういふ風に大きくしていくかという、ある程度集中的にここの安全をどうやって守っていくかという事を一緒に考えて行かないと難しいのではないかなと思います。今、縦軸での堤防の話で来ていますけれども、この地区の方達が横へ更に奥へ逃げられる様な、それを生活道路と併せて考えるという事になると、ある部分では道路幅を広げるとか、それからある程度嵩上げの事も内陸の方で一部プランが出てくると思うんですね。ですからそういう予算も込みで、少しでも移らなくて済む方に配慮したということであれば、その後の部分を、きちっとした安全をどう考えていくかも、一緒に是非考えて頂きたいと思います。

○事務局

只今ご指摘がありました通り、当然こちらの地域4地域が今回移転対象から除かれる訳でございますが、ご覧の通り低いレベルにはなりますが、越流が想定されるということでございますので、今、宮原委員からございました避難経路、あるいは避難施設そういったような整備。しかも海岸堤防や県道の整備まで一定の時間がかかりますので、千年に一度とはいえ、いつ来るか分からないという事が自然でございますので、そういった点からすれば今ご指摘の様な点をあわせて、というか優先的にそういったものを進める。また、消防の方から暫定的な津波の避難区域マップを見直しまして対象地区の方に配りをしているところでございますが、今回市民の皆様が改めて津波の恐ろしさという事で認識も深まっておりますので、そういった事を捉えながら安全に逃げることはシミュレーション上、津波を抑えることは可能であっても、どの地区についても東部については安全に逃げて頂くという事を基本と考えてございます。白鳥地区のような地区も含めまして、避難道路、避難施設、そして何より市民の方に逃げて頂くという意識を強く持つて頂けるように私どもの普及・啓発に努めていきたいと思っております。復興基本計画につきましては、基本的には復興に向けた大きなまちづくりの方向性を決める。その後、具体的な工程等につきましては、実施計画の方で決めていく。どのように従前ご説明を申し上げておりますけれども、今回、今村先生、増田先生からお話しがございましたが、レベル1と揃えてレベル2を6m嵩上げするという事で、この位危険区域を減少させる事が出来るかなという様な事でございます。これを下げていくとやはり2mの越流の区域が増えてしまうという事がございますので、3m程度の議論も踏まえた上でなるべく都市として災害危険区域を縮小させるような方向で東部ワーキングの方でご検討を頂いているところでございます。また、避難が重要というご指摘についても全くその通りでございまして、ソフト、ハードを併せて住民の方を如何に危険から守るかという都市の最も基本的な責務の一つでございます。それについて私どもとしては、こういった方向性で御承認を頂きたいという様な今回のご提案でございます。以上でございます。

○宮原委員

ちょっと質問なんです、移転対象地区のうちの貞山堀の位置づけというのはどの様に考えられるのでしょうか。貞山堀も紫になりますよね。堤防が出来て、断面でいくと貞山堀があって、そして県道の嵩上げという形で、シミュレーションは貞山堀の存在を含めているのですか。

○事務局

地形につきましては、貞山堀を残した形で、現在の地形図を基にシミュレーションを行ってございます。

○宮原委員

今後も貞山堀は残していくという前提ですね。

○事務局

宮城県との連携の事業になりますが、県の方でも貴重な歴史的資産でございますので、これについてはきちっと復元して参りたいという様な事で、私どももそれを生かして、防砂林の植え方、市民と一緒に植樹しながら戦後の定禅寺通りに並木を植えてみたい、そういう形で市民の方と一緒に防災林づくりとか、そういった事業を進めたいと考えております。そういう意味では歴史的資産の貞山堀、あるいは自然資産であります蒲生干潟等の部分については自然治癒であったり、工事としての復元であったりいたしますが、元の状態に戻したいということが基本でございます。

○中井委員

今回新たに移転対象から外れた地域ですが、そういった地域に関しましてもそれなりに水がくる可能性があるということになってますので、建築の制限になるのとは違うのだと思いますが、どの様な形の家にしなさいとか、以前出ていた案であったのは鉄筋コンクリートで2階建以上とか、何らかの指導の様なものが入らないと、やはり普通に家を建てたのでは危ないというような事について指導であるとか、何らかの施策についてお教えてください。

○事務局

ご指摘の通りでございます。私どもの方も、白鳥地区の様に一定の浸水深がある訳ではないので、条例上規制をするということは強く無いかもしれませんが、再築の場合に盛土をする等して頂くとより安全であると。それでも、逃げて頂くのが基本と考えてございます。各地域の方からは移転対象地区以外の市の何らかの支援という事もご要望がございまして、今3次補正等を見ながら市としての独自支援、可能かどうかも含めて検討している所でございます。今、中井委員からありましたように、再築する際の法律上、あるいは構造上のお願というものを何らかしていくべきではないかと、内部で議論しているところでございます。

○風間委員

今のお話に関連して、白鳥地区は、名取の閑上と非常に場所的に似ています。閑上が名取川右岸に位置し、白鳥地区は七北田川の左岸に位置します。丁度、堤防と隣接している所にいる訳ですが、名取の閑上の場合には3m程嵩上げをしてインフラ整備するようなことを考えています。個人の宅地を建築する時に個人が盛土をするといっても、下水道だとか、上水道だとかというのは全体で整備しなければならないので、そこは個人の話ではなくて地域全体で2mか3m位高くするとしてあげないと、インフラが全然整備できないと思います。ここの地域を土地計画案、区画整理事業の対象にするか、否かは市として全体的な判断をしてあげないとまずいと思います。つまり、例えば浸水の絵で白鳥地区は4m以下になっていますが、2m嵩上げすれば浸水深は2m以下になりますが、そういう選択肢もあると思います。

○事務局（小島副本部長）

地元の意見も聞きながら、白鳥地区、ご承知のように窪んだ内水対策地域という従来からのことがございますが、今回の被害状況及び津波の流速を見て、被害の統計等も取らせて頂きまして、それからすると浸水深は他の2mを超えてしまうんですが、津波の流速等から被害の状況というのはさほども無いだろうという推計しております。ただ、浸水域が深くなるという事もございまして、ここについては現地再建としつつも建築制限ということを考えておりまして、2階建以上にするとか、そういった事を考えてございます。尚、風間委員のご指摘等も含めて検討を進めていきたと思ってございます。

○鎌田議長

他にございますでしょうか。一つだけ質問なんですけど、①の部分の2000世帯の方々、世帯数はこうですが、今現に住んでいらっしゃる世帯というのは何世帯位ですか。

○事務局（小島副本部長）

今回の①の区域での戻ってお住まいの方というのは、殆どいないですね。

○鎌田議長

基本的にはここには住めないという事になる訳ですかね。

○事務局

全壊の地区が多くて、基礎の近くまで流れだしている所が多いという所があるかと思えます。七北田川の左岸の地区につきましては構造が残っている御宅もございまして、一部お住まいになっている方もございますが、全体としますと非常に少ない割合になっていると思ってございます。

○鎌田議長

ではよろしゅうございますか。これにつきましては、それでは議事に入りたいと思えます。まず資料等について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料3に基づきましてご説明を申し上げます。資料3-1の所で中間案からの主な変更点というのをお示ししてございます。併せて資料3-2、3-3でございまして、3-3が復興計画案でございまして、お聞き頂きますと所々赤字がございまして、こちらの部分が中間案から今回変更した部分でございまして、これにつきまして、3-1の方にも記載してございますが、表示方法につきまして項目の内容をできるだけ分かりやすく伝えるために、節ごとのリード文につきまして、内容を見直し、枠囲みをする等、表現方法の工夫をした点が1点でございまして、2つ目津波シミュレーション、先程の今までご議論いただきましたが、県道の直線化等見直しを行いましたので、プロジェクト2のうち9ページからの部分でございまして、この部分の記載を変えてございます。また、車による避難にも配慮し市民意見、議会でのご議論がございましたのでこういった点で修正している部分がございます。次にプロジェクト3、18ページでございまして、この部分、仮設住宅にいらっしゃる一人一人の被災者の皆様の生活復興のプロジェクトでございまして、様々これまで取り組みを進めてきましたが、復興公営住宅に対し

て、今3次補正等も踏まえて対応できる所、あるいはその間NPO、福祉団体等と協働しながら出来るだけ細かいケアを行うという事で事業をあつくしてきてございます。まさに被災された方のご要望に応じて、見直してきた部分がございます。また、情動的提供という事でプレハブではなくて仙台の場合は民間仮設住宅が8500世帯ございますが、避難所で地域の皆さんがかたまっていた所から、仮設という事でバラバラに、コミュニティも含めてなっております、なかなか情報の部分で上手く伝達が出来ないという事がございますので、市からの情報伝達につきましても仕組みをつくりまして、この他に新しい制度で情報の郵送、ホームページ等でお示ししているんですが、高齢の方も多くてなかなかそういったものにアクセス出来ないということがございますので、紙ベースの情報の提供といったことを始めております。被災者の方の意向に沿いながら、出来るだけこの辺は厚くしていきたいということで記載を充実させてございます。また、23ページでございます。こちらは真っ赤なページでございます、大変恐縮でございます。復興特区を活用した都市活用と創出というプロジェクトを書いておりますが、この間、市民のご意見等を伺いますと、復興特区はもちろんだけれども、やはり仙台の場合には中小企業者が大半を占めてございますので、そういった方々を中心として地域経済をしっかりと建てなおす事がまちの復興の基本であるというようなことで多くのご議論、市議会等でも多くのご議論がございましたし、地域の方からもそういった部分の御声も多く聞いてございます。そういった形で経済自体を発展させるプロジェクトということで一段幅広にしようということで、復興特区もこの中の一つの項目であるという整備をいたしまして、経済の発展のプロジェクトという形で全面的に編集をいたしましたので、大変このページ恐縮でございますが真っ赤な記述となったものでございます。26ページから被災された方々の生活再建支援。先程プロジェクト3の所で申し上げましたのと同じように、様々な被災者の方々の生活再建支援に厚みを持たせよということで、修正をしている所でございます。また、30ページでございます。宅地の安全確保。仙台の場合、4000軒を超えるということで非常に大きな宅地被害がございましたが、こちらの方で3次補正の概要が出て参りました。また、詳細が分からない事が有るんですが、こちらにつきましてもし漏れた場合に、本市独自の支援制度も入れながら宅地被害に遭われた方の一日も早く復旧出来て安心なお住まいを確保できるようにということで、この部分を加えてございます。また、最後V章でございますが、54ページでございます。こちらでは、やはり仙台市市民力のまちでございます、専門家や市民の皆さんと協働により復興計画の推進といった記述を創設、あるいは同時に復興基金を作りましてその中で復興に関する独自の事業をやっていくという様な事で基金も創出を明記するなど実効性を確保するための仕組みづくりを明らかにしたものでございます。その他、一番最後の所に用語解説をつけてございます。こちらにつきましても、市民意見としてIBCとか、片仮名の用語、最近多用しておりますが、私どもは常に使っておりますが、なかなか意味が分からないという様なご意見が多くございましたので、用語集を付けましてご説明に努めたい。製本化する場合には、昨年の総合計画の場合には用語集を該当ページの所に小さい※を打ってご説明するように努めた所でございますが、最終の計画の製本の際には市民の皆様にお読み頂いて分かりやすいように、この様な工夫が必要かと思っております、今回も用語集を足しているものでございます。また、資料3-4をご覧ください。これまで復興計画の中であまりデータを、今回の震災に伴う各種データ、地震自体のデータですとか、被害の大きさのデータ、あるいはインフラ関係の復旧・復興がどのように進んできたかといったような数値データについて掲載してございませんでした。これにつきましても、現在も動いている数字があるということでございますが、とりあえず、復興計画の段階でどこかで一旦ピン止めをしまして、それを復興計画の入れると。資料編として盛り込

むというようなことが重要ではないかと考えまして、前回委員の方からもご意見がございました事も踏まえまして、資料編ということでお付けしたものでございます。これで足りるかどうかという事がございますが、こういったものを足しながら、あるいは今回東部ワーキングでご検討頂きました津波シミュレーションも多くの見直しを重ねまして、今回は住民の方からの意見も入れてシミュレーション、あるいは計画の見直しということでございますので、このようなものにつきましても、資料編の中に入れてまして最新の計画書の中に盛り込んでいきたいと考えているものでございます。次に資料4をご覧ください。先程来、ご議論がありました国の3次補正、あるいは一昨日、国において閣議決定がなされました復興特区制度の概要として、私どもに伝わってきている状況を資料としてお付けしたものでございます。復興特区制度でございますが、今回復興推進計画を作るということで、公判が出来てございます。区域を設定しまして、全市が想定されるかと思いますが、復興特別区域の中に復興居住区域、あるいは産業の区域といったものをつくっていくということで、市町村を中心に、必要に応じて民間団体等と連携しながら、つくっていくという案でございます。裏面でございますが、この中には復興整備計画として津波防災の防災施設整備、あるいは復興交付金事業というようなものも併せて入れて、財政計画を付けて復興整備計画をするようにということでございますので、私どもといたしましては、今回の復興計画をご承認頂いた後、それに合わせて財政計画を伴います実施計画を作っていきますので、その中でこの復興特区の法案にございます3つの計画を総合的に盛り込みまして、これを作っていくと考えてございます。今回、予算の大層を占める事となりました復興交付金事業でございますが、これにつきましては資料でございます。調整中ということで国から示されておりますので、肝心の所が分からない所がございますが、基幹事業と呼ばれる40の事業。この中には集団移転事業、道路整備事業もございまして、先程の県道の嵩上げ等もこのような基幹事業の中で出来るのではないかと考えてございます。この基幹事業に認定された部分につきましては、2ページ目にございますが、地方負担について追加的な国庫補助及び地方交付税交付金の措置がございまして、これまでの事業と比べて非常に市町村の負担が少ない形での実現が可能となっております。こういった形で防災集団移転の事業、あるいは県道の先程の整備事業、各種の救済事業といったものを進めたいと考えております。この他に、効果促進事業ということで前のページに戻って頂いて恐縮ですが、例えば基幹事業として都市公園整備事業で海岸公園の整備をいたします、その際に海岸ということで避難路が必要でございますので、災害発生時の避難路を整備するというようなことを効果促進事業としてこの部分に補助を付けて頂けるという事でございます。今までですと公園を造れば、公園を造るだけの補助という事で、本来ならば公園を造ればそこから安全に逃げる、先程中井委員の方からもございましたが、そういった事を併せて総合的なまちづくりを推進するという事でございますので、そういった部分について併せてこの部分にも、かなり補助率を上げた形で予算が付くということでございますので、先程申し上げました交付金計画等の中で、こういったものを取り入れながらまちづくりを進める一方、避難路をどうする、避難施設をどうすると言った様なことを結果的に組み合わせて事業を進めて参りたいと考えてございます。3枚目の方に防災集団移転の制度がございまして、今回、示されましたのはこれまでの制度と同様、補助限度額の引き上げですとか、撤廃ということで、条件的には大分緩和されてきたんですが、仙台市が求めていますような震災前の価格での買い取りという様な事については、今回特にお示しが無かったものでございます。路線価が非常に落ちた事がございまして、この扱いがどうなるのかという様なことで市民の方の不安と申しますか、やはり移転についても経済的なものがどうなるのかといったことが上がっておりますので、この辺が分かった段階で私どもの制度と組み合わ

せて地域の方でご説明をしていかないと、なかなか生活再建のプログラムが上手く組めないという様な事がございますので、こういった点を工夫して参りたいと思っております。その次のページでございますが、仙台市においても被害がございました宅地被害について、今回既存の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業から新しく、恐らく仙台等の要望を入れてという風に聞いておりますが、滑動崩落の緊急対策事業という新しい制度ができました。これについては今までは盛土の部分の崩落の防止、予防的な事業がメインでございましたけれども、今回③ということで崩落のおそれのあるもの他に活動をこれ以上止める、復旧するというようなことで被害を受けている宅地の実情を即応できる新制度が創設されてございます。これによりまして、仙台の復旧に大規模な盛土が有った部分について、相当数対応が出来るのではないかと考えてございますが、残念なことにこれもまだ詳細が分かっておりませんので、出来るだけ早く国の情報の入手に努めまして、これも多くの市民の皆さんが対応を待っている状況でございますので、出来るだけ早く対応する形でお示しをして参りたいと考えてございます。先程来、申しましたが、復興計画につきましては、市としての基本的な今回の震災の復旧・復興に対する大きな方針をお決め頂いて、御承認いただきます。その上で、先程の復興特区の制度等によりまして詳細な計画の決定、これは実施計画と予算の編成を併せてお示し頂いた大きな方向に従って組み込んでいきますが、その様なものについて住民の方からも早くそれを示して欲しいという声が非常に大きい所でございますので、私の方としても1日も早くこの内容の詳細を把握した上で仙台市としての対応をお示ししていきたいと考えております。併せて資料5でございますが、スケジュールの説明をさせて頂きたいと考えております。本日、2日検討会議をさせていただきます。先程、東部ワーキングからのご報告についてご承認頂きましたが、この内容につきまして、東部の地区説明会を今週の5日、6日、先程の宮城野区の蒲生新浜地区、あるいは若林区の種次、井土地区の方で変更がございますので、地元からの要望があったということで、今日の結果に関わらずシミュレーション結果を説明させて頂きまして申し上げて参りましたけれども、御承認頂いた内容がございますので、それを踏まえましてご説明させて頂きたいと考えてございます。また、今日のご議論を踏まえまして、来週中に、委員の方のメール等でまたやり取りをさせて頂きながら、出来れば14日の復興検討会議の方で大きな方向性という意味でご議論頂いて、承認頂きたいと考えてございます。17日頃を目途に計画案として決定したいと考えてございます。先ごろ、議会がございましてこの中で、仙台市の復興計画も議会の議決事項ということで加わりました。先日宮城県の方では、宮城県議会でも復興計画のご承認がありましたけれども、同様に私どもも計画案を検討会議の方でお示し頂いて、これをご承認頂いて3次補正の内容等も含めて再度地域の方に説明していくという形で、今後まちづくりに向けて進めたいと考えるものでございます。説明は以上でございます。

○鎌田議長

どうもありがとうございます。今後のスケジュールまで含めて色々な分野のお話を頂きまして、復興ワーキングから市民の皆さんの意見に基づいてシミュレーションの見直しをしたこと、次は中間案そのもの見直しを進めてこられたということでありまして。この案ですね、復興計画につきましてのご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部委員

ささやかな事ですが、文言を少し追加されたらどうかなという事です。18ページの情報提供の充実ということの一つのポイントに置かれたとお伺いしたので尚の事。同様の文章、主旨が

28 ページにもありますので今の説明を受けながら、見た限りでは 28 ページにも出てくるので同じことだったのですが、どちらもということで提案させて頂きたいと思います。18 ページの一番最後の部分に情報提供の充実で、ここでご説明がありましてどちらかという借り上げ民間の賃貸住宅、みなし住宅 85%の被災された方への情報提供という主旨での事だろうと受け止めて、つい最近仙台市社会福祉協議会の方で、地域支え合い事業を展開すると。地域支え合いセンターをつくる、その中で情報提供コーナーを常設するとか出ておりましたので、折角ですからここにどういう文章にしたらいいのかわからないんですが、「地域支え合いセンターの設置や生活情報を取りまとめた」とか、あるいは「被災者支援情報コーナー等の地域支え合いセンターの設置」とかそういうような盛り込まれたらどうかなという気がします。仙台市社会福祉協議会の方のお話を伺っていると、これからどういう風に、例えばセンターに出向いてこられないような高齢者を中心としたみなし仮設賃貸住宅にいらっしゃる方にどういう風に情報提供するかとか、例えば、社協に関わる方とか、あるいは町内会に関わる方とか、民生指導員の方とか、ボランティアとか、組み合わせながら総合的に、包括的に情報提供を考えていくということこれから踏み出す所なので、ここにそういう支え合い事業なり、支え合いセンターを入れて頂くと非常にやる気が上がるというか、モチベーションが上がるかと思うので積極的にご検討頂ければなという 1 点です。

○事務局

ありがとうございます。情報の提供についてご意見を頂きましたのでご主旨を含めて検討させて頂きます。今、私の説明がちょっと至らなかったのも、民間施設の入居者を対象に定期便をお送りしているかのように私がご説明したかもしれませんが、定期便自体はプレハブの方、あるいは仙台市から地域外にお住まいの、例えば宮城野区の蒲生地区ですと仙台港の向かいの多賀城市のアパートに入られている方も多くみられまして、そういった方に対しても定期便をお送りするという様な事で、今回は福島も含めまして市域外の方も含めて約 1 万世帯の方がいらっしゃいますが、1 万 2 千世帯に対して今回の定期便を送ってございます。そういった形で、なかなか把握も難しく、お送りするとまたお問い合わせも多いので、その度にコールセンターの様なものも作りながら対応しているんですが、そういう難しい面もありますが出来るだけ幅広い市民の方に情報を提供できるようにすべきでありますし、社協の方にも大変ご協力をいただきまして、今阿部委員からもございましたように本業を務めてございますので、尚一層情報の提供といったことに努めて参りたいと思っております。

○阿部委員

どうもありがとうございました。ついでのよろしいでしょうか。文言とか内容の訂正ではないんですが、その直前の所の行に「地域包括ケアシステムを取り入れた新たなまちづくり」とあるのですが、是非、本当に積極的に地域包括ケアシステムの中に位置づけられた、所謂今までの言葉があるんで違うんですが、ケア付きの所謂集合住宅だろうと思いますので。今仙台市の介護保険事業計画第 5 期の検討に入っております。特別養護老人ホーム等を中心とする高齢者の福祉施設の需要というんでしょうか、所謂、入所規則の関係でなかなか解決が見いだせない問題に直面している。このままではいくら施設を作っても足りない。在宅福祉で言った場合に点在する、散在する医療介護高齢者に在宅居宅サービスを提供する、これもまた大変だということでここで地域包括ケアシステムということで集約化された集合住宅に包括的介護とか、医療とか、見守りとか全てを提供しようということだろうと。但し、一番すごい問題点の

一つに挙げられるのは高齢者の方がそこに移り住んで頂けるか、問題がよく指摘されている。たまたま今回、これまでの間の議論展開で集団移転とかの話が出ていますので、高齢者の方にとってしてみると移りやすいタイミングかなと見ていますので、そういう意味でも今後の地域包括ケアシステムが根付いていく、可能性を持ったものだと思います。是非積極的に力を入れて取り組んで頂ければなという要望です。

○事務局

ありがとうございます。只今、お話が有りました通りの課題が仙台市の場合にもございます。高齢化というのが、仙台市の復興のまちづくりを考えていく上でも最大の課題でございます。その部分については、今年度から始まります新しい基本計画、そちらの方で今回は仙台市の復旧・復興に関わらない大きな問題として従前から認識してございます。新しい基本計画の中にも柱の一つとして高齢化対応、人口減少社会対応といったことを強く打ち出してございますので、阿部委員の方からございました介護保険計画の見直し、こういった様なことの中で検討していく部分かなと。必ずしも復興計画の中にどう入っていくかという事ではありますが、今回復興計画の中に記載いたしましたのは、やはり東部の被災地域が非常に高齢化が進んでいる地区でございまして、先程申し上げたように集団移転をする際の道路の問題とか非常に不安に思っている方が多くございます。復興公営住宅ということで市営住宅を整備していくんですが、「間取りはどうなりますかとか」「エレベーターはあるんでしょうか」というようなお年寄りならではのご心配というのが、今回のパブリックコメント等でも多く寄せられておりました。復興計画が復興住宅を造る際にこういったものに工夫をして参りたいということで、その部分を切りだしてこの所に記載してございます。その他全市的な課題として今の様なご指摘の点についても、私どもの実施計画は復興計画部分ではなくて、当然その他の市として本来業務として成すべき多くの事業とバランスを取りながら全市としての財政計画ということでやって参りますので、その中で工夫しながら対応していくべき分野とされている所でございます。ありがとうございます。

○宗片委員

先程、情報提供の関連もあるんですが、私ども仮設住宅ですとか借り上げの住宅を回りますと、全く生活が見えていないといいたいまいしょうか、生活をしていない普通の住宅であるとか、ガスのメーターなんか0になっているというような所が結構目立つんですよ。それから、借り上げのアパートなんか1階にポストがありましてですね、そこが殆ど郵便物が一杯になっていてそれを回収している様子が見られないというようなことがありまして、やっぱり上の階の方はお年寄りだったりすると1階までポストに郵便物を取りに来るのも大変だという話も聞かえてきましたが、ただ実際に生活をされているのかなあ、という様な所が仮設にも、借り上げの方にもございまして、その辺が把握をしていただいて、どこで生活をされているのかという、メーターが動いていないということは生活をされていないので、その辺の把握をされている、多分行政の方もボランティアの方も色々な方が出入りしていらっしゃるのその辺の把握はされているんじゃないかと思うんですが。大分数多くの仮設等ではすね、いらっしゃるはず所に生活されていない方がいらっしゃるの、その辺りがとても心配です。ただ、運用されている方に伺うと、子どもさんの学校の近い所の親戚であるとか、お知り合いの所に行って土日に仮設住宅にいらっしゃるというお話も。それぞれ事情があるかもしれませんが、その辺を把握されて情報の提供ですとか、生活の状況等を把握して頂いていると良いかなと思いました。

○事務局

被災者の皆さんも様々な状態でございまして、おっしゃるようにご不在が多い、私どもが郵送しても返って来てしまずとかですね、色んな方がございます。なるべく早く、そういったものに取り組んでいますので、一人一人のカルテというか状況に合わせた把握に努めながら、皆さんの対応をできるだけ細かく出来るように努めて参りたいと思っています。

○板橋委員

参考までに定期便はどの程度の定期的なものなのでしょうか。

○事務局

基本的には月に1回しか今の所は難しい状況でございます。先日もお送りしましたけれども、毎回送ると反響があってということで、どういったものを載せるかというのも大変悩みでございまして、これを載せてくれというのはいっぺんに全ての問い合わせが私どもの方に入ってくる様な形で、お答えできなくてというのがありますね。とりあえず情報が欲しいという事にお答えして始めておまして、走りながらどういった形がいいのか考えている状況でございます。ただ、お送りしたのに対して反響が多いので、随分手元に届いて皆さんにしっかり読んで頂いているなという様な事も感じてございます。

○板橋委員

もし、その毎月必ずということが決まり事として有るのであれば、それがはっきり公平に、定期的という言い方で打ち出された方が、例えば、市政だよりも毎月くるという認識があってお待ちになる様な形で定期便を持たれる方が明確で良いと思います。ただ、毎月というのが今後変わってくる可能性であるのであれば、またそれは別なんです。

○事務局

先程申し上げたように走りながら考えている状況で、最初を迎えるということでどうするかという事がありますが、毎月というように書けるか、あるいは定期的になるかも少し検討したいと思います。

○増田委員

今の話でいいですか。今の話で言う行政じゃないと出来ないことが当然沢山有ると思うんですが、ただ一方でこういう仙台から出ていく人達や県の人達の情報を、実際に足で歩いて現地の方は中ですが、それ以外の生活支援委員の方、NPOの方、沢山入られているので是非そういう組織を上手く使って、こういう情報発信のNPOのようなものを立ち上げてもう少し頻度を高く、密度を濃く、市の負担を軽くしつつ、やれたら良いんじゃないかなと思います。どちらで検討されているのか分かりませんが、検討頂ければと思います。

○宗片委員

なかなか、実際に特に借上げのアパートなどはどういう支援が入っているのかというのが、私達把握ができない。仮設住宅ですとかなりそういった実績のあるNPOも入っているんですが、借上げの住宅というところどこにそれがあって、それでどういう支援をしていくのかというのが、

私達 NPO もなかなか把握できませんで、それを行政から情報をもらうということもなかなか難しい、どこにその住宅があるのかという事が分からない所もありますので、その辺りをもう少し柔軟に考えて頂いて、今、増田先生が仰ったような形の踏み出し方が出来ればと思います。

○事務局

様々な課題がある所でございますが、ご相談させて頂きながら出来るだけ情報提供に努めたいと思います。

○増田委員

あと今の逆向きの話をどれ位仙台市はサポートするんですか。仙台市域から、市域外からいらっしゃって、仮設にお住まいの方は仙台市のサポートがある程度いつているかと思うんですが、それ以外は元の市町村にお任せしているという感じでしょうか。例えば福島なんかでいうと、元の市町村があまり機能出来ていない所もあったりして、私が関係している NPO でいうと浪江から全国に散らばっている人達の近況を、地元の NPO に取材してもらって、それを積極的に集めてまた全国に流すという事をしているんで、少し他の市町村から仙台市が補填出来るものがあるのか、無いのかですね。

○事務局（寺内室長）

仙台市の方では、民間賃貸住宅を含めた仮設住宅の方に仙台市以外からいらっしゃっている方というのが大体 2000 世帯位いらっしゃいます。福島の方も沢山いらしております。当然、そういう方々につきましては、地元の情報が欲しいというようなお声がございまして、そういう方々に対しましては、総務庁の方で被災者の登録のシステムがございまして、これは仙台市ではそれぞれの区役所内でも登録出来るんですが、それを登録いたしますとそもその出身の自治体の方で自分達の所の住民の方がどこに行っているというのが分かる様な仕組みになっておりますので、実際に 2000 世帯の方々に対しましては、うちの方からとしてはそういった登録システムに登録頂きますと各出身自治体の方でも情報提供なりが出来るようになりますということとか、また我々の方でも個人情報に触れる部分もございまして、そういった方からそちらの出身の自治体の方に、我々の方として情報を提供してよろしいですかと、問い合わせの場合にですね。そして、その点について可能だった場合につきましては、我々の方から出身自治体の方にお知らせしている様な状況です。

○川田委員

今日は、かなりワクワクする気持ちでご説明を伺いました。国、県、市町村に色んな支援策が出揃ってきたかなと思っております。問題は、先週末の私どもの宮城工業会の幹部と話したんですが、「どうやって消化する」かです。宮城工業会をプラットフォームにして、行政の色んな支援策に対して個々の企業が個々の対応ではなかなか消化しきれないでしょう。そこをどう宮城工業会をプラットフォームにして手伝っていくかです。その為のつなぎ役というか、コーディネーターというか、NPO にもそういう支援する方がいらっしゃるらしいですが、私ども宮城工業会の OB で、色んな分野で、かつて企業経営で培ったノウハウをこの行政の支援策、個々の企業で困っている所に対して、ボランティアの志を持つ方々にも手伝ってもらうのも一つの方法だと思っています。そういう人は一杯いると思います。問題はスピードだと思います。このところ、ギリシャ問題やら、日本においては円高やらで世界の景気がおかしくなっています。しか

し、先日、私どもに、韓国の方が言って来たんですが、被災地で仕事させてもらえないか、行政に取り次いでくれないかという話がありました。被災地が大きい注目を浴びていることは間違いありません。この事に対して地元の企業の皆さんが、これだけ条件を整えて頂いた事を上手く消化して、個々の企業で駄目なことは団体戦で、大きいチャンスにしたいと思います。本日は非常にいい計画を伺いました。当初から、本検討会議に出席していますが、産業支援とか、企業支援とかの文言が増えてきたように思います。今日の修正部分（真っ赤っかのページ）は随分充実したと大変喜んでおります。

○鎌田議長

確かに 23 ページの仙台経済発展プロジェクトという大変今まで欠落していた部分で。経済発展がないと地域は発展しないということでありますので、書き換えて頂いたのは大変よろしいかと思えます。その他ありませんか。

○中井委員

今の 23 ページの経済発展の所は真っ赤に書き込みがされて、内容が厚くなっている感じがするんですが、それに比べますと 29 ページの農業の再生というのはあまりにもあっさり書かれておまして、もう少し熱い気持ちを載せて頂けたらと思っております。実際には、48 ページの方に大分書かれていて、こっちを見なさいということがあるんですけど、29 ページがあっさりしすぎているかなということで、もう少し詳細な事も書き込んで頂きたいと思っております。

○事務局

今ご指摘があった点ですが、29 ページの所につきましては、基本的には地域の再生の内容を多く書いているものでございます。農業の再生につきましては今回の、特に東部地域の復興に当たっては柱の一つと考えてございまして、先程中井委員が仰いました後ろの方の街づくりの方向性にも書いてございまして、19 ページのプロジェクトの一つとして取り上げているものでございます。仙台市の場合、建設業協会さんとのご協力、地元の企業と集中的にこれをやっておりますが、農地の瓦礫撤去につきましても当初の予定を参考に速度を速めまして、年内位で一定の見通しが付くのではないかと進めてございまして、来年の6月梅雨時期の終りでございまして、もともと内水対策の課題もございましたので、従前の4つの排水機場につきましても従前能力の100%ということで仮復旧、能力的な仮復旧をすることになってございまして、ポンプ場としての本復旧は尚1年要するものですが、そういった形で用排水路等が進んで参りますと、除塩等も進むということでございまして。また、六郷地区が特にそうなんですが、小規模の圃場の農家の方が多く、それに対して今回の被害があつて農業機械の購入等について住宅の再建等と併せましたので非常にローンの負担が重いというようなことがあつて、圃場の大規模化について農政の方で丁寧に地域のご意見を伺って、アンケート等もしております。JAさんと共同でやらせて頂いておりますが、そういう声が多いので、そういう声については負担を失くす形での大規模圃場化の促進、こういったことにも取り組むということで先頃仙台市としても方向を打ち出してございまして。こういった形で様々な農業再生を力強く進めて参りますのでこちらの方についても尚見守って頂きたいと思っております。

○中井委員

ここの 29 ページを見ますと、再生して復旧するだけというニュアンスがかなりする感じがありまして、出来れば復旧しながらその中に農業がジャンプアップできるような、種を仕込むという様な事をもうちょっと書いてもらえないかなと。他の所にはそういう事が散りばめられておりますので、是非ここに盛り込んで頂けたら良いのかなと思います。

○事務局

この 26 ページから続きます第三章が構成として基本的に復旧系の内容を書いているために、まさに中井委員が仰ったようなニュアンスが、例えば 31 ページの地域企業支援につきましても、当初発災当時に非常に不安になりました金融の支援、あるいは事業の再開、復興に向けた支援等について記載してございまして、その後の発展的な取り組みにつきましても、先程真っ赤になったと言われているページですとか、後ろの第 IV 章という様な所に記載しているものでございます。29 ページの書き方についても尚検討して参りますが、全体の構成はそういう風になっているという様な点についてご理解を頂ければと思っています。

○板橋委員

やはり一般市民の方がご覧になった時に、今中井先生がご指摘のように、今の事務局の説明を受けて会見すれば総合的に判断出来るのですが、やはりともすると III-2 の農業の再生で農業については、随分あっさりという印象は持ってしまわざるを得ないような事がございまして、何か工夫がなされると良いと思います。

○事務局

再生という書き方になっていると、確かに復旧まで入っている印象があるかなと思ひまして、リードの所でもその先まであるかの様な書き方もありますので、先程の様なご指摘もあるかなと思ひてございます。章の作り方については、色々とも中でも議論があった所なんですけど、今の様な点も含めまして今一度中で議論していきたいと考えています。

○鎌田議長

全体として殆どのページが赤い字が目立つんですが、29 ページだけは真っ黒の字ですね。

○宮原委員

一つ質問をお願いします。51 ページの観光の方なんですけど、赤字で入れた部分で交流人口回復に向けた緊急対応というんですが、海外の方がビザの発行要件の緩和等々の文言がありますが、これは実際に実現しそうなのということでお書きになられたんですか。

○事務局（大槻次長）

経済局の方からお答えを申し上げます。海外から仙台・東北を訪れる場合のビザの発行要件の緩和ならびに査証料の免除等につきましても、私どもも国の方に直接向きまして検討を具体的に頂いているということです。慎重に検討をしているという状況でございます。

○宮原委員

あと、意見です。今の非常に取り組みや色々な構想を含めかなり、前向きに非常にいい形の案になってきたと思われまして。ただ、21 ページの 6 番のところですが、これから前を向いて歩い

ていく中で、二度と同じようなといいますか、大きな被害を出さないために一つは防災の仙台モデルの構築プロジェクトという風に書かれております。私はこれもこれから仙台の交流にも関わるし、産業の誘致に関わる大きなイメージになる部分だと思うんですが、これも先程の中井先生ではないんですが、少しさっぱりと書かれている様な感じがします。避難所の運営等々のここは大変良く書かれていますが、「防災人」づくりという所のイメージが新しい防災教育というだけでももう少しイメージがし難いかなと思います。後ろには沢山、本当に散りばめられていますので、それを総合しての新しい防災教育ということになるのかもしれないんですが、今回のハードの部分の堤防の高さに議論だと沢山行われたんですが、一方で市民の方達の気持ちの上での、ないしは意識の上での堤防を高くしていくということを仙台市の皆が考えていかなければならないので、少しこのページをもう少し強い形で受けて頂きたいと思いますし、それから防災の研究ですね、東北大学さんが今回の計画を作られている中で色々な知見がこの中に集まっている訳で、そういったものも利活用しながら、市民だけではなくて他所から来た人もこういった情報を利用できる、ただその地域の防災にも役立てるようなそういった知の集積を仙台市がしていくという事が、やはり仙台モデルという風に言われるようになるのではないかと思いますので、ちょっとお願いします。あと50ページの文言なんですけど、一番下の「商店街の社会的機能の強化」とありまして、どんな事なんだろうと読みましたら、「非常時の拠点機能の強化」と見出しをしておかれた方がよろしいかと思っておりますので、ちょっと具体的なリードを出された方が市民の方は分かりやすいのかなと思います。以上です。

○今村委員

一つ要望をさせて頂きたいと思っております。25ページ目に10番目のプロジェクトとしてメモリアルを入れて頂いて、具体的な取り組みとして施設と仕組みづくり、これは重要でございますが、施設の整備と並行して震災の記憶を留める事自体も書いて頂きたいなと思っております。既に仙台市、メディアテークをはじめアーカイブ活動をされているとも伺っていますし、ここでの表現では、この丸の中で施設が出来ないと震災のアーカイブづくりが出来ない様な印象を受けてしまいますので、3つ目の柱として入れて頂いた方がよいと思っております。

○板橋委員

もう一つ。宮原先生が仰った事に通じるんですが、やはり「防災人づくり」のところをもう少し文言も含めて深めては如何かなという気がいたします。特に児童、生徒に対する新しい防災教育というのは何ですか、新しいという所に何を考えているのかというのもございますし、例えば本当に命を守る更なる防災教育ですとか、ただ単に新しいという事だけではない本当に具体的にどういう防災教育をしていくのかという、しっかり裏側にイメージを持った表現をして頂きたいと思っております。ここに関してはもう少し其々の自助の取り組みを促進するという文言もそうなんですけど、もう少しここは充実させた言葉が並んでもよろしいのではないかと。それであれば、本当の意味での仙台モデルというのは構築できないと思っておりますので、ここは一考出来たらと思っております。

○増田委員

先程もお話をしましたが、3次補正に関わるお金の話です、資料4の右下に5と書いてある、交付金について調整中という所の真中に、基幹事業5省40事業と書かれているのがありますが、この事業に選定されれば自治体の負担はありませんと、ほぼ100%国がみますということを国が

言っている訳ですが、裏返すとこの事業に選定されないと国は出しませんという事も言っている訳ですね。つまり、一括で仙台市、宮城県が使えるお金がやって来てこれをどう割るかは深く市で考えてください。恐らく予算の上限は国がここまでしか出しませんと、本来は3次補正と来年の予算でほぼ上限が決まっているということです。今回震災復興計画中に、かなりハードウェアでお金を使ってしまう部分も含まれていますし、農業や漁村は余り有りませんが、病院、学校ここに書かれている色んなことを独自にやらないといけない。国や県が直接やる部分は、この中には入ってこないかもしれませんが、これを調べた上で仙台にいったいくら来るのか、それをどの事業にどう割るのか、というのは復興の予算プラス若干基本総合計画で足りなかった部分を補う様なプロジェクトというようなことも有るのかも知れませんが、実はかなり強い予算制約の中で貴重な、重度の高いお金をどう割るかというそういう問題だと思わなくても、それはもう少しするといくら配分されるのか分かってくると思いますし、震災復興計画の実施計画の中でどういうルールで決めていくかという相当大変だなという気がするんですが、仙台市としてはこういう組織を作るとか、こういうルールで検討していきたいとかいう考えはあるのでしょうか。少しお聞かせ頂きたい。これから少し考えますということでも。

○事務局

仰る通りでございます。計画を作ってもこれに必要な予算等が確保されないと意味が無いということでございますので、先程申し上げました通り法案が閣議決定されてございまして、この中で、復興推進計画を作っていくという個別の事業費を盛り込んだ計画を作っていくということでございます。これの作り方等については、内部でこれから検討ということでございますけれども、色々な手法があると思いますがこれについては、まだ示されたばかりということでこれという物はございません。ただ、仰る通りこの復興計画が着実に進むように、復興推進計画等でしっかりそれを定めまして国に対しても要望して必要な予算を獲得したい。仰る通り、この3次補正と次年度の当初予算、こちらの方が財源となりますので、仙台の復興が進みますようにこちらの方に、3次補正が通って、法案が通ってということですが、その後、こちらの方としても推進計画に沿って実施計画の整備と併せて作業を進めたいと考えてございます。

○今村委員

そこに関連してだと思えます。25 ページ目の最後の項目に、実はさまざまな色んな知見やノウハウ、資金を積極的に導入できるとありますが、これは公的なものというよりも幅広く民間も含めた形で書いてあると思うので、是非、ここはしっかり意識して頂いて、国からのお金がこれなのでもうやらないという事ではなくて、他の外部資金等も積極的に集めて頂きたいと思えます。ここは是非強化して頂きたいと思えます。

○事務局

先程、川田委員の方からもございましたが、本当に今仙台の方に色々な支援の目が向いている時期でございますので、今、今村委員からもございましたが、民間も含めて様々な支援のお声を頂いておりますので、そういったものを生かせるように、先程ご協力のお話もございましたが、市民の皆様のご協力も得ながら幅広い物を集めて仙台の復興を進めたいと思っております。

○渡邊委員

具体的にどこをこういう風に修正してくださいというお話ではないのですが、21ページ、22ページに防災仙台モデルの仕組みですとか、省エネ・新エネプロジェクトという風にあって、おそらく其々の目的に応じて、其々の予算と事業という風になっていくんだと思うんですが、実際のこういったプロジェクトの適用される場を書かれると、それは一つ一つの建物だったり、地域地区であったり、新市街地というある場所に集中的にプロジェクトが展開される訳で、つまり建物を実際に計画設計したり、地域地区を計画する際には考えなければならないことが非常に多岐に渡っていて、おそらくプログラムとしては高度の内容になるんで。ですので、スピード感を求められるとはいえ、丁寧な検討を、それを成しうる方を如何に適切に選任するかと、いったような所まで含めて、これはおそらく復興計画というよりは実施計画に関わってくる所だと思うんですが、一旦其々の事業を繋いで一つの形なり仕組みに落とし込んでいくという高度な作業の所にもきちっと目を向けていきたいなと思います。

○鎌田議長

それは十分に考えて頂きたいと思います。それでは、予定していた時間になりましたが、作業が大詰め段階であります。今後、委員の皆様にも最終案に対するご意見の照会もあろうこととでございますので、恐縮ではありますが最後のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。また、何かお聞きになりたい点がありましたら、事務局の方に遠慮なく仰っていただければと思ひます。それでは最後に奥山市長さんからご挨拶をお願ひしたいと思ひます。

○奥山市長

本日は大変お忙しい中を丁寧なご議論を頂きましてありがとうございました。ご議論の中心になりました一つは、海岸地区のこの計画の中で区域を定めて今後の移転を対象とする地区の選定が如何にあるべきかという事について色々な角度からご意見を頂きまして本当にありがとうございました。これは当該地区に指定される皆様方の、今後の生活について大変大きな影響を与える重要な件でございますので、今回ご指摘頂きました事業推進の経済的な面、お一人お一人をご家庭にとっての経済的な面、また私どもが自治体として実施する事業の予算の確保を含めてしっかり取り組みながら住民の方々にも丁寧に情報を提供し、そして色々なご意見があるところでございますので、合意形成を図っていくということで大事なステップの第一段階をしっかりとご議論いただいたことに感謝申し上げたいと思ひます。また、大変多くの方からパブリックコメントも頂いている中間案でございましたけれども、今回お示ししました案につきましても更にもう少しここは言葉を上滑りしているんじゃないかと、また中身の無い最中の皮の様に、こういう言葉を使っておけば何となく良いだろうと思ひている様なことで書き流している様な気配があるのではないかと、鋭いご指摘を頂いている部分も沢山ございました。もう一度我々も市民の方がまず素直な気持ちでお読み頂いた時に、どう受け止められるかという原点に戻って、しっかりと最後の詰めをやらせて頂きたいと思ひてございます。尚、事務局は頑張っておりますので、私も含めしっかり取り組ませて頂きます。どうもありがとうございました。

○鎌田議長

それでは以上で本日の会議を終了したいと思ひます。大変ご協力ありがとうございました。

以上、議事録の内容につきまして、すべて相違ありません。

平成 23 年 12 月 12 日

議事録署名者

(議長) 鎌田 宏

(委員) 風間 基樹

